

特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
11	住民課	健康管理	-	<p>健康増進法及び母子保健法、予防接種法などの関連法の規定に基づき、健診情報の管理、案内通知等の出力、各種健（検）診結果・検査の管理、訪問指導、新型コロナウイルス等予防接種事務などを行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>(1) 予防接種の実施対象者の把握</p> <p>(2) 健（検）診の実施対象者の把握</p> <p>(3) 新生児・妊産婦の訪問指導健康診査</p> <p>(4) 母子手帳交付</p> <p>(5) 住民からの健康相談等</p> <p>(6) 各種健（検）診・精密検査、医療機関受診結果の管理</p> <p>(7) 乳幼児健診対象者の把握</p> <p>(8) 高齢者の訪問指導</p> <p>(9) 健康教室対象者の把握</p> <p>(10) 保健委員、健康づくり推進協議会委員等、各種案内通知等の出力</p> <p>(11) ワクチン接種記録システム（VRS）への予防接種対象者及び発行した接種券の登録</p> <p>(12) 予防接種実施後の接種記録等登録、管理、他区市町村へ接種記録の照会・提供</p> <p>(13) 予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付</p>	<p>健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。</p> <p>1 対象となる検診（一次及び精密）の種類</p> <p>（1）肝炎ウイルス検診</p> <p>（2）骨粗鬆症検診</p> <p>（3）歯周疾患検診</p> <p>（4）肺がん検診</p> <p>（5）乳がん検診</p> <p>（6）胃がん検診</p> <p>（7）子宮頸がん検診</p> <p>（8）大腸がん検診</p> <p>2 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務</p> <p>具体的な事務内容については以下のとおり。</p> <p>（1）毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する。</p> <p>（2）医療機関で実施した各検診（一次、精密）について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。</p> <p>（3）一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。</p> <p>（4）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>母子保健に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う。</p> <p>1 保健指導の実施</p> <p>2 新生児の訪問指導の実施</p> <p>3 健康診査の実施</p> <p>4 妊娠の届出に関する事務</p> <p>5 母子保健手帳に関する事務</p> <p>6 妊産婦の訪問指導の実施</p> <p>7 未熟児の訪問指導の実施</p> <p>8 妊婦のための支援給付金を給付する事務</p> <p>※申請者が本給付金の受け取り口座として公金受取口座を指定した場合に、情報連携で口座情報を取得する。</p> <p>手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。</p>

1-1. ②
事務の概要

特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
					<p>予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の規定に基づき、予防接種に関する事務（対象者への通知、実費徴収、受託医療機関との協議、予診票の管理、事故報告、副反応報告、健康被害救済給付等）を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種の実費の徴収に関する事務 3 予防接種による健康被害救済に関する事務 4 予防接種履歴等記録管理、統計業務 5 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 (2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3) 予防接種の実施後に被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 6 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民台帳をもとに、予防接種者の選定 (2) 個人番号を用い、予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等） (3) 照会申請による予防接種履歴の照会 (4) 委託料の支払い (5) 交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 (6) 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給
			1-1. ③ システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・ワクチン接種記録システム（VRS） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 すこやかHealthシステム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能 5 申請管理システム
			1-3 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項 ・番号法第19条第8号及び第21条第2項、別表第二の69の2の項 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）・第10条、第40条、第67条の2 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表の14、70、111、126の項 番号法第19条第6号 番号法第19条第16号
			1-4. ② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ：第二欄（事務）に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる16の2の項 ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる17の項 ：「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる18の項 ：「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる19の項 ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる102の2の項 ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる102の2の項 ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる115の2の項 	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <ul style="list-style-type: none"> （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 25、26、42、48、71、80、95、112、125、139、153、154、161の項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 25、27、28、29、95、96、139、153、160の項
			1-5. ② 所属長の役職名	課長	住民課長

特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
			I-7 請求先	住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村総務課政策財務係 電話0241-27-8800
			I-8 連絡先	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村役場住民課	〒969-3544 福島県河沼郡湯川村大字清水田川入9番地 湯川村住民課保健センター 電話0241-27-3110
			II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	令和4年3月11日 時点	令和7年12月1日 時点
			IV-8 人手を介在させる作業 (人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である
			IV-8 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、次の留意事項事項等を厳守している。 ・住基ネット商会によりマイナンバーを取得するのではなく、マイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認する。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書類棚等に保管する。
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 (判断の根拠)		システムへのアクセスが可能な職員は、顔認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。